

様式第37号の5（第41条の3関係）

対象者許可票

許可証番号	宮城県公安委員会 第 1 号
特定自動運行実施者の氏名又は名称 (法人にあってはその代表者の氏名)	東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 喜勢 陽一
特定自動運行の経路	J R気仙沼線BRT専用道である、柳津駅（宮城県宮城県登米市津山町柳津谷木）と水尻川アプローチ（宮城県本吉郡南三陸町志津川大久保）の間約15.5kmの区間
特定自動運行を行う日及び時間帯	木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日のうち2日程度の午前7時から午後6時までの間（片道各2便程度）の運行
特定自動運行を行うための前提となる気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両、歩行者及び走路を認識できない降雨や降雪による悪天候、濃霧等でないこと ・ 走行安定性に影響があるような強風でないこと
特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造 自動運転に必要とされる自車位置推定は、約2m間隔で埋没した磁気マーカ（RFID含む）により実現しており、磁気マーカは特定自動運行を実施する柳津駅～水尻川AP間のBRT専用道に設置している。 ・ 特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度 特定自動運行は、最高速度60km/hで運行するが、走行路はBRT専用道路で「通行止め規制」により通行が規制されるとともに、出入口にゲート及び運行経路にガードレールが設けられ、一般車両や歩行者等が走路に進入することはないことから、特定自動運行が他の交通に与える影響はない。 また、特定自動運行が終了した場合には、特定自動運行用自動車に乗車する特定自動運行主任者が速やかに手動運転により移動させることから、特定自動運行が終了した場合に講じられる措置の影響はない。
備考	道路交通法第75条の13第2項の規定に基づく意見聴取の結果（別紙のとおり）
許可年月日	令和8年2月18日
許可者	宮城県公安委員会

備考

- 1 枠については、適宜行数等を変更して使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙

○ 道路交通法第75条の13第2項の規定に基づく意見聴取の結果

1 第1号関係（国土交通省東北運輸局長）

一の一 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか、について

特定自動運行用自動車について、特定自動運行許可申請書等をもとに確認したところ、自動運行装置の設置状況について、特段の疑義は確認されなかった。

一の二 当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか、について

当該自動運行装置は、装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではない。

二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか、について

特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に付した走行環境条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものである。

2 第2号関係（登米市・南三陸町）

(1) 登米市

気仙沼線におけるBRTの自動運転は、令和元年に大型自動運転バスの実証実験を気仙沼線BRT柳津～陸前横山駅間で開始され、令和4年には気仙沼線BRT柳津～陸前横山駅間においてレベル2の営業運転が実施されている。

今回の特定自動運行は、一般車両や歩行者等が侵入することのないBRT専用道で運行するため他の交通に与える影響がないことに加え、将来的に自動運行の普及への貢献が期待できることから、特定自動運行について本市として異論はない。

(2) 南三陸町

特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行は、少子化・高齢化によるドライバー不足により、地域の公共交通の維持が一層困難となる中で、住民の移動手段を確保するうえで重要な役割を果たすものとする。

このような状況を踏まえ、特定自動運行の導入は、地域における移動手段を安定的に確保し、住民の利便性を向上させ、住民福祉の向上にも寄与するものとして認識している。

以上の観点から、特定自動運行の導入は、将来にわたり地域住民の生活を支えるために不可欠な施策であると認められる。